

坂井市歴史的風致維持向上計画(案)にかかるパブリックコメント募集要領

1 目的

坂井市の歴史文化を生かしたまちづくりの推進に向けて、市民の意見を政策等の立案に反映させる機会の確保及び市民への説明責任の明確化を図り開かれた市政の推進に寄与するため。

2 計画(案)の作成趣旨、背景、考え方等

坂井市歴史的風致維持向上計画(案)に記載された事項のとおりとします。

3 パブリックコメントの手法

坂井市パブリックコメント手続きに関する要綱(平成19年坂井市告示第51号)に基づき実施します。

4 パブリックコメントの概要

(1) 意見の募集期間

令和5年11月27日(月)～令和5年12月8日(金) 必着

(2) 意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内に通勤又は通学する方
- ・当該計画に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

(3) 意見の提出方法

別紙意見記入票、又は任意の様式により次の事項を記載又は入力の上、下記提出先に郵送、ファクシミリ、電子メール又は直接持参により提出してください。

なお、意見を記録に残すという観点から、書面に残らない電話、口頭による意見の受付は行いません。

①タイトル 坂井市歴史的風致維持向上計画(案)についての意見

②住所又は所在地【必須】

③氏名又は名称【必須】

④連絡先(電話番号等)【必須】

⑤意見、提言等【必須】

※必須項目が欠けている場合は、パブリックコメントとして取扱いできませんのでご注意ください。

※意見を付す項目について明記してください。(例) ○ページ△行目××について

(4) 閲覧場所

- ・坂井市役所産業政策部観光交流課
- ・市ホームページ

(5) 意見に関する考え方の公表

提出いただいた意見については、類型化して一覧表にまとめ、市の考え方を付して市のホームページにおいて公表します。(個別宛には回答しません。)

また、提出いただいた意見については、個人情報の保護に関する法律に基づき適切な管理をします。

(6) 意見の提出先

郵送 〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1

坂井市役所 産業政策部 観光交流課

FAX 0776-50-3152

電子メールアドレス kankou@city.fukui-sakai.lg.jp

持参 坂井市役所産業政策部観光交流課

(7) 資料

坂井市文化財保存活用地域計画(案)

坂井市歴史的風致維持向上計画 概要版(案)